

令和8年度 山陽小野田市空家等跡地活用促進事業補助金

空き家解体跡地の活用 をお考えのみなさまへ

活用促進区域内^(※1)の空家等を解体し、店舗や飲食店などに活用される方に、空家等を解体する費用について補助します。

補助金
上限額

200万円

※解体工事に要する費用の
5分の4を補助

◇補助対象者

- ・空家等の所有者または相続人
- ・空家等の土地所有者または相続人
- ・空家等の跡地を活用する者
- ・市税を滞納していない者及び暴力団関係者でない者

◇補助対象要件 ※事前に相談ください

- ・空家等解体後、1年以内に跡地活用の工事に着手すること
- ・誘導用途（店舗や飲食店）に通算1年以上供すること

◇補助対象となる費用

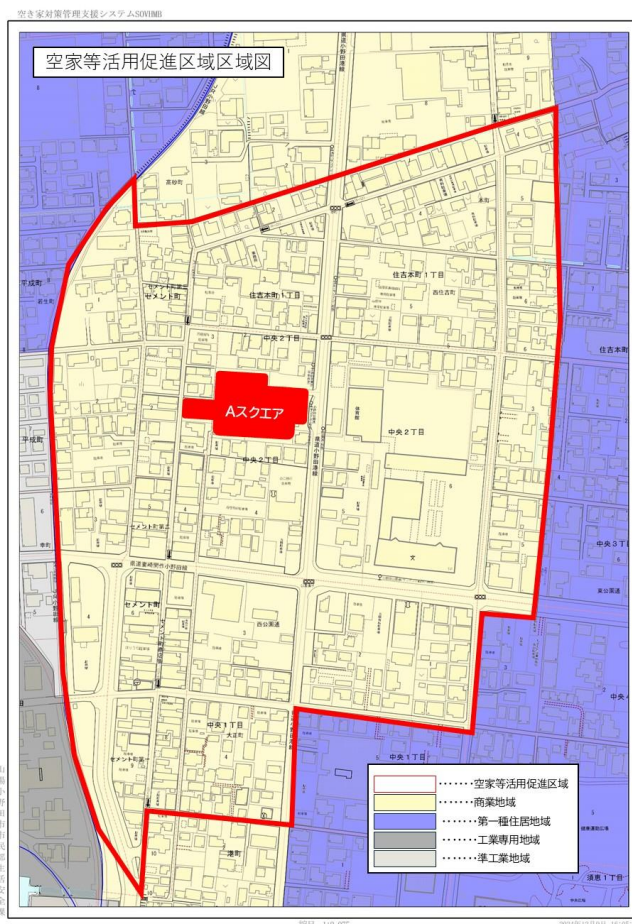
- ・補助対象空家等の解体、撤去及び処分費用
注）家財道具、機械、車両等の処分に要する費用は含まれません。

◇申請受付期間

令和8年4月1日～令和8年12月15日



(※1) 活用促進区域（赤枠内）



お問合せ

山陽小野田市市民部生活安全課空き家対策室



TEL : 0836-82-1133 FAX : 0836-83-2604
E-mail : seikatsu@city.sanyo-onoda.lg.jp

申請の流れ

- | | |
|--|--|
| 1 事前相談 | 制度の説明を受ける。補助要件等を確認する。 |
| 2 事前申請 | 事前確認申請書類を提出
①補助金事前確認申請書（様式第1号）
②事業計画書
③【個人】身分を証する書類（運転免許証等）の写し
【法人】登記事項証明書
【任意団体】規約等その団体の目的等がわかるもの及び代表者の身分を証する書類（運転免許証等）の写し
④空家等の所在図
⑤補助対象空家等の写真（外観2面以上） |
| 3 結果の通知 | 補助金事前確認結果通知書（様式第2号）を受け取る。 |
| 4 補助金の
交付申請 | 工事を始める前に補助金交付申請書類を提出
申請に必要な書類等は事前確認結果通知書と一緒に送付します。
※申請前に解体工事を始めたものは補助金交付できません。 |
| 5 交付決定の
通知 | 補助金交付決定通知書（様式第10号）を受け取る。 |
| 6 着手届 | 工事着手前に着手届（様式第12号）を提出
着手届の様式は補助金交付決定通知書と一緒に送付します。 |
| 工事内容等が変更になる場合は、手続きが必要です。
すぐに生活安全課に連絡してください。 | |
| 7 完了報告 | 解体工事が終わったら、除却完了報告書（様式第16号）を提出
除却完了報告書の様式は補助金交付決定通知書と一緒に送付します。 |
| 8 補助金の
額の確定 | 補助金額確定通知書（様式第17号）を受け取る。 |
| 9 補助金の
請求 | 補助金請求書（様式第18号）を提出
補助金請求書の様式は補助金額確定通知書と一緒に送付します。 |
| 10 補助金交付 | 補助金請求書提出後、おおむね1か月後に指定した金融機関口座に補助金が振り込まれる。 |
| 11 跡地活用
工事の着工 | 跡地活用工事着工届（様式第22号）を提出
補助金請求書の様式は補助金額確定通知書と一緒に送付します。 |
| 12 供用の開始 | 供用開始届（様式第23号）を提出
補助金請求書の様式は補助金額確定通知書と一緒に送付します。 |